

令和 7 年度 指名停止運用状況の一覧表

有資格者名	理 由	指名停止期間	備 考
パナソニック環境エンジニアリング株式会社 東日本支店	建設業法違反による営業停止処分 施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和 6 年 8 月 23 日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第 31 条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認され、令和 7 年 1 月 31 日付で国土交通省近畿地方整備局長が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく監督処分を実施し、営業の停止命令を行った。	2 月 7.4.4～7.6.3	要綱 別表 4 (4) ウ
パナソニック EW エンジニアリング株式会社 東京本部	以上により、本区の入札参加有資格者である左記業者の指名停止措置を行った。	2 月 7.4.4～7.6.3	要綱 別表 4 (4) ウ